

横須賀市 支援教育推進プラン 後期

平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)

横須賀市の目指す
「支援教育」は
一人一人を大切にし、
「生きる力」を育てます



平成 30 年(2018 年)3 月
横須賀市教育委員会

はじめに

本市では、条例に基づいて平成23年度から横須賀市支援教育推進委員会を設置し、様々な教育的ニーズのある児童生徒へ一貫した支援を実現するために、平成26年度に前後期8年間を見据えた「横須賀市支援教育推進プラン」を策定しました。

いま、子どもたちを取り巻く課題は、発達に関することや不登校、いじめ・暴力行為等の問題行動など多岐にわたっています。配慮や支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、それに伴い、保護者等からの相談や支援の要望も多方面にわたり増加しています。子どもが、将来社会の中で自立して生きるために、家庭・学校・行政が繋がり、地域社会も含めて連携・協力して、早期から継続した支援をしていくことが大切だと言われています。

平成29年度までの前期4年間の中では、それまでの取り組みの推進に加えて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うために、個別の指導計画を作成して授業づくりに役立てることや、いじめや不登校等の未然防止のため、安心して相談ができる相談室の整備などを行ってきました。

深い児童生徒理解に基づいて適切な指導や支援を行うことや、学校生活に関する児童生徒や保護者の不安や悩みについて、学校や関係機関と連携して対応する教育相談システムを構築すること、校内の相談・支援体制及び家庭や地域と協力した支援体制の充実などには、今後も取り組んでいく必要があります。

今回、前期4年間の取り組みをもとに、障害の有無にかかわらず個々の違いや特性を大切にしながら、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎となる支援教育の推進を図るため、平成30年度から4年間について「支援教育推進プラン（後期）」として計画を立てました。引き続き、本プランで示した施策の方向性を具体化し、その実現に向けて取り組んでまいります。

最後になりましたが、本プラン策定にお力添えいただいたみなさまに、心からお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

横須賀市教育委員会

目次

1 支援教育推進プランの概要	1
(ア) 基本的考え方	1
(イ) 国の動向・県の動向	1
(ウ) 支援教育推進プランの策定及び進行管理	1
(エ) 本市のこれまでの取り組み	2
(オ) 支援教育推進プランの位置づけ	5
(カ) 計画期間	5
(キ) 対象範囲	5
2 支援教育を通して育成したい力	6
3 支援教育推進プランの基本方針と方向性	7
指針 1 学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、 関わり合う喜びを感じられる集団づくりを進めます	8
指針 2 安心して楽しく学べる「場」を増やします	9
指針 3 地域全体で子どもたちを育てていく絆づくりを進めます	11
4 支援教育推進プランの実現に向けて	13
5 支援教育推進プラン全体図	20
6 横須賀市教育振興基本計画と支援教育推進プランの関連	22

1 支援教育推進プランの概要

(ア) 基本的考え方

近年、各学校では児童生徒の多様な教育的ニーズが認識されるようになり、支援を必要とする児童生徒数は増加しています。また、一人の児童生徒に対して、複数の相談機関がサポートをするようになり、それらの連携の在り方や一貫した支援などについて整理する必要が出てきました。さらに、家庭環境に課題のある児童生徒や学習等に困難を抱える児童生徒への対応も必要となっています。

本市における「支援教育」とは、障害の有無にかかわらず個々の違いや特性を大切にしながら、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものという考え方です。そして、学校生活の中で支援や配慮の必要な子どもに適切に教育的支援を行うことを目指しています。

(イ) 国の動向・県の動向

平成24年7月に中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』という報告をしました。この報告は、今後の特別支援教育や支援教育の方向性にきわめて重要な内容を含んでいます。

また、平成25年10月に、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。さらに、平成29年3月に国、11月には県の基本方針がそれぞれ改定されました。

そして、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。これは、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として制定されたものです。

「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある者とない者が同じ場で共に学ぶことの追求であり、その時点での教育的ニーズに的確に応える指導を提供する多様で柔軟な仕組みのことであり、そのためには「合理的な配慮」の提供が必要とされています。具体的には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、連続性のある「多様な学びの場」を用意することが必要です。

神奈川県は「共に学び共に育つ教育」という基本方針を立て、支援教育の実現に向けて取り組んでいます。その中では、従来の障害児教育の延長線上ではなく、「すべての子どもたちが今いる環境の中でのびのびと生活するために、学校としてどのような支援が必要なのか」という考え方から、国の「特別支援教育」に対して「支援教育」を提唱しています。

(ウ) 支援教育推進プランの策定及び進行管理

横須賀市教育委員会では、横須賀市支援教育推進委員会からの答申に基づき、平成24年9月には市民に向けて「支援教育推進に向けた提言」を発表しました。

さらに同委員会と協議を重ね、これまでの本市の取り組みをもとに、現在の状況をとらえながら、「人間性豊かな子ども」の育成を目指し、すべての子どもを対象にした「支援教育」の視点から、よりよい学校教育の取り組みにつながる「支援教育推進プラン」の策定を行いました。平成26年度から平成29年度までの前期4年間が終わり、平成30年度からの後期4年間についても、同委員会からご意見をいただきながらプランの実現に向けて取り組んでいきます。

(エ) 本市のこれまでの取り組み

横須賀市教育委員会では平成18年度から、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもたちを対象に、学校組織の充実や様々な人的な支援、市の支援教育のシステムづくり等に取り組んできました。

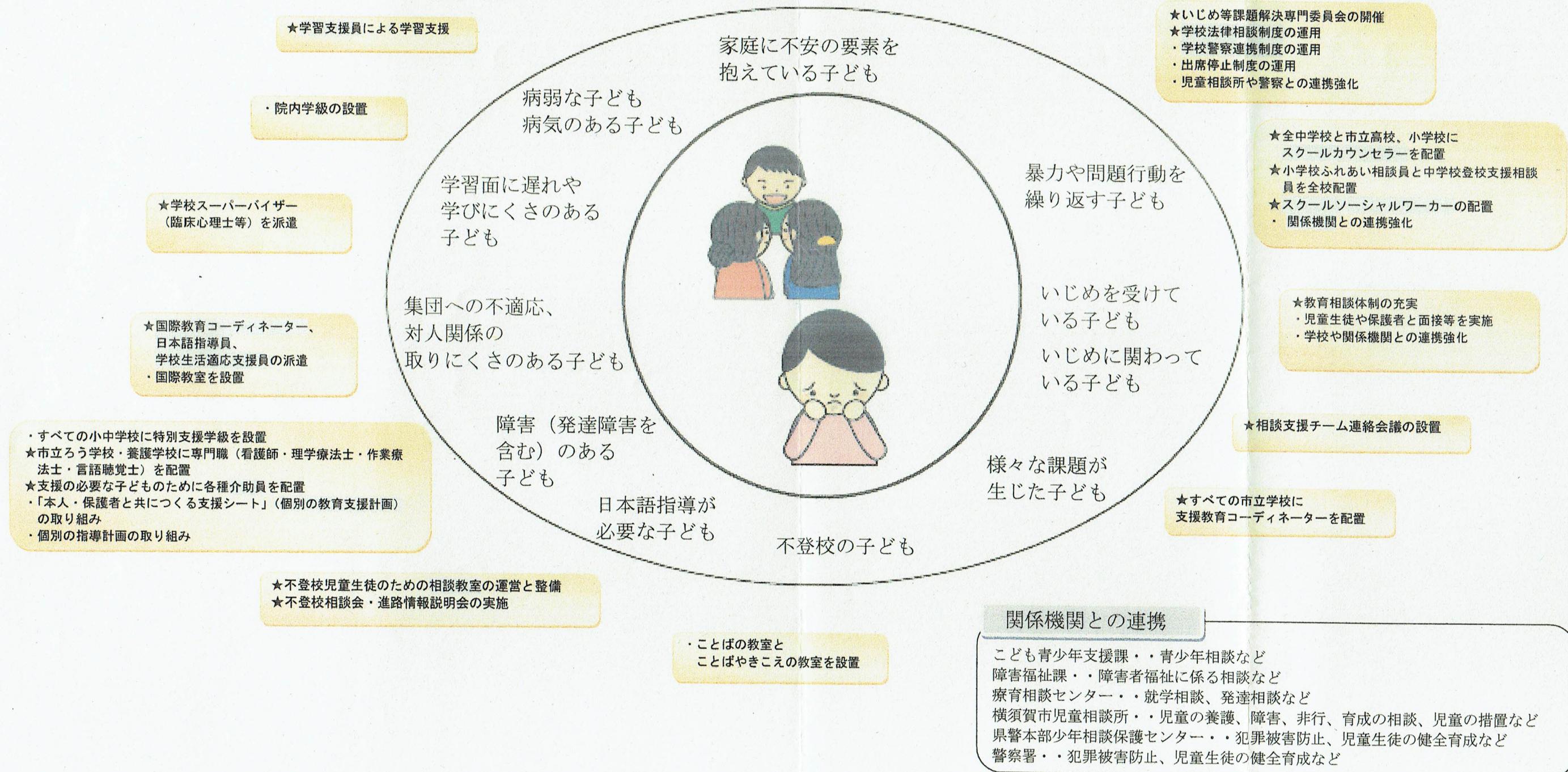
特別支援学級の全校設置、介助員制度の導入や、小中学校へ各相談員の全校配置、不登校児童生徒のための居場所として相談教室の整備などを行ってきました。

また平成27年度から、支援教育課内に教育相談窓口を開設し、小中学生とその保護者を対象とした相談業務を心理士などの専門職が受けています。

(教育振興基本計画に掲載している事業については★印で示しています)

横須賀市で考える支援教育の対象は、

教育的ニーズのあるすべての子ども



P 2 用語解説

「学習支援員」

基礎学力向上を目指して、授業中や放課後等の時間を活用し、個別や少人数での学習支援を行う。

「相談教室」

不登校児童生徒が、社会的自立に向けて歩みだせるように支援する機関。個々の状態に応じた支援を行い、自己肯定感を育み、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めていく。

「介助員」

学校生活の中で、障害のある児童生徒や配慮の必要な児童生徒の生活介助を行う。

「本人・保護者と共にくる支援シート」(個別の教育支援計画)

横須賀市では、「本人・保護者と共にくる支援シート」を、在学中のみならず幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持ち、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して、支援が必要な子どもの個別の教育支援計画として作成。

「個別の指導計画」

児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。

「スクールカウンセラー(SC)」

臨床心理の知識及び経験を備えた専門職。児童生徒・保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集、見立て(アセスメント)、助言・援助(コンサルテーション)等を行う。

「国際教育コーディネーター」

外国につながりのある児童生徒の言語環境を把握したり、母語と日本語の言語力を診断したりして、学校における支援体制の助言を行う。また、学校や本人に対して、異文化適応のための指導助言を行ったり、入学や編入学のガイダンスを行ったりするほか、保護者からの教育相談を受けている。

「日本語指導員」

外国につながりのある児童生徒に、日常生活や学習活動に必要な日本語の指導を行う。

「学校生活適応支援員」

日本語が全く分からぬ児童を対象に、学校生活への適応をねらいとして、支援を行う。その後日本語指導員に引き継ぐ。

P 3 用語解説

「学校法律相談制度」

学校教育に関する法律的諸課題に対応するため、校長が弁護士から指導・助言を得ることができる相談システム。

「学校警察連携制度」

児童生徒の健全育成を目指し、犯罪の被害や非行の防止に素早く対応することを目的として、神奈川県警察本部と横須賀市教育委員会が協定を結び、情報提供等を行うシステム。

「スクールソーシャルワーカー(SSW)」

社会福祉に関する専門的な知識をもち、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決を図る専門職。

「相談支援チーム」

障害のある子ども、配慮を必要とする子どものライフステージに沿った支援の充実と支援体制の確立を目的とし、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関の専門家により構成。

「関係機関」

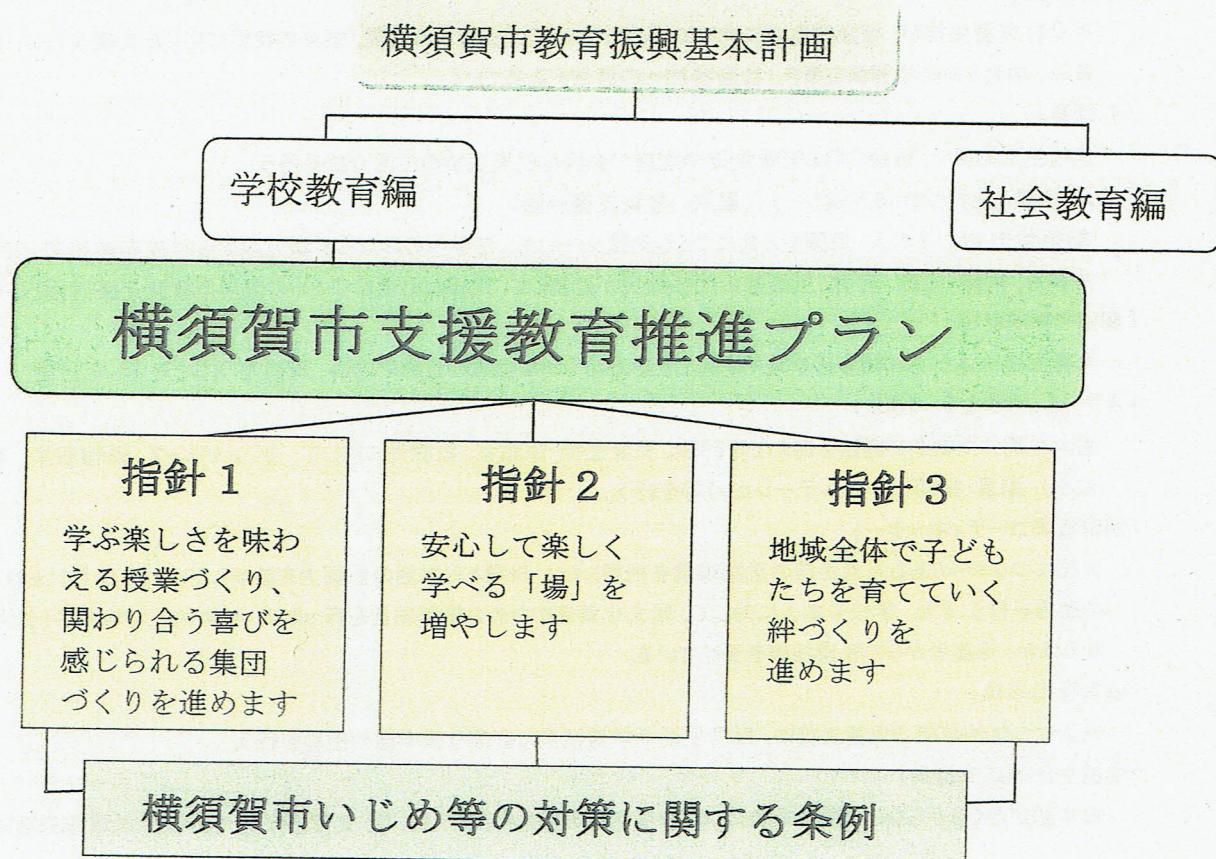
児童相談所、県警少年相談・保護センター(警察の相談機関)、警察、こども青少年支援課、療育相談センターなど。

「学校支援員」

学校運営に関する相談や経験の少ない教員の指導力向上を目的として各小中学校を巡回する学校経験の豊かな指導員。

(才) 支援教育推進プランの位置づけ

本計画は、「横須賀市教育振興基本計画」の学校教育編に位置づけられ、「学校教育編【目標1】施策（2）支援教育の充実」の内容とします。



(カ) 計画期間

「教育振興基本計画」の期間と合わせ、平成26年度から8年間を前期4年（平成26年度～平成29年度）と後期4年（平成30年度～平成33年度）の2期に分けて実施しています。

また、学校や子どもの現状と課題、前期4年の取り組み等を踏まえて、後期4年の実施計画期間の目標を定め、その実現に向けた施策や事業に取り組んでいきます。

(キ) 対象範囲

この「教育振興基本計画」は教育に特化した分野別計画であり、執行機関としての教育委員会が計画を決定するため、原則として対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

計画の対象範囲に含まれない施策・事業で、教育委員会が関係するものについては、「横須賀市基本計画（2011～2021）」（平成23年度～平成33年度）及び他の分野別計画などに基づき関係部局と連携して、推進していきます。

- (例) 子ども・青少年に関する様々な取り組み…「横須賀子ども未来プラン」
障害者に関する様々な取り組み…「横須賀市障害福祉計画（第5期）」「横須賀市障害児福祉計画（第1期）」

2 支援教育を通して育成したい力

横須賀市の目指す「支援教育」は
一人一人を大切にし、「生きる力」を育てます。

□■キーワード① 「支援教育」とは…

○すべての子どもたちに目を向けます。

障害の有無に関わらず、支援が必要な子ども一人一人の課題を的確につかみ、子どものやる気を引き出しながら育していく教育です。

□■キーワード② 「一人一人を大切にし」とは…

○一人一人の違いを大切にします。

一人一人の特性をかけがえのない個性ととらえます。

○子どもの可能性を、最大限に引き出す環境づくりを進めます。

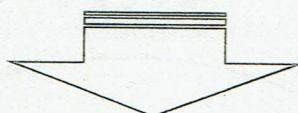
多様な学びの場・機会を用意し、支援方法の工夫を進めます。

○関わりあう場を広げ、共に学び共に育つ社会の実現を目指します。

お互いの良さを認め合いながら、共に過ごせる「学級」「学校」「家庭」「地域」の実現を目指します。

□■キーワード③ 「生きる力」とは…

変化の激しいこれからの中を生きるために、「確かな学力、豊かな人間性、健康・体力」の知・徳・体のバランスのとれた力のことです。



【横須賀の子ども像】

「人間性豊かな子ども」

- ・自ら進んで学び、問題解決する力を身に付けています
- ・生命や人権を尊重し、他者との豊かな関わりを持っています
- ・心と体の健康を意識し、健やかな体を持っています
- ・自らの可能性を感じ、夢や目標に向かって努力しています
- ・社会の一員としてルールを守り、主体的に社会に貢献しています
- ・郷土を愛し、豊かな国際性を身に付けています

「横須賀市教育振興基本計画」より

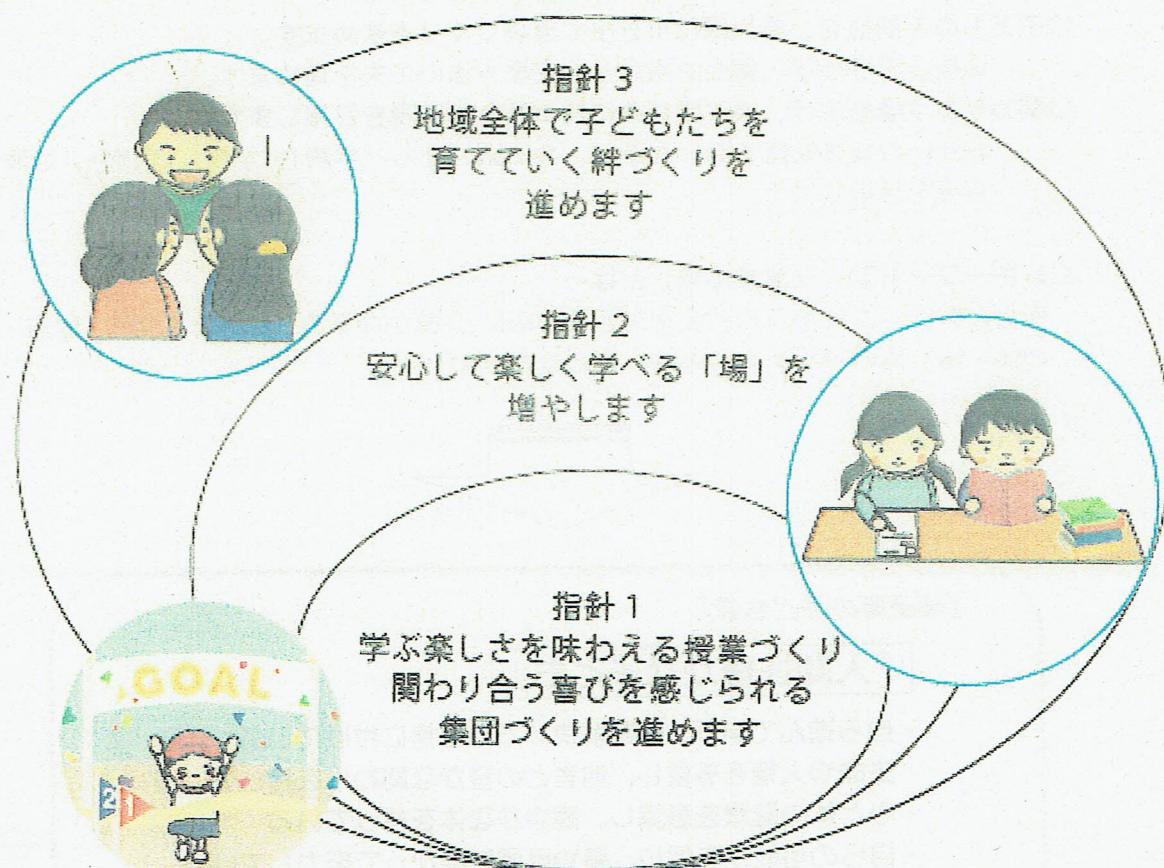
3 支援教育推進プランの基本方針と方向性

支援教育推進プランの基本方針である指針1から指針3について、

前期4年間を踏まえ、後期4年間の具体的な方向性と概要を次に示します。

横須賀市の目指す“支援教育”は、

一人一人を大切にし、
「生きる力」を育てます。



- すべての子どもたちに目を向きます。
- 一人一人の違いを大切にします。
- 子どもの可能性を、最大限に引き出す環境づくりを進めます。
- 関わり合う場を広げ、共に学び共に育つ社会の実現を目指します。

指針1：学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、関わり合う喜びを感じられる

集団づくりを進めます。

子どもは一人一人違った個性を持っています。支援教育は、そんな子どもたちがお互いを認め合い高め合い共に学び共に生活する中で、一人一人の力が最大限に伸びていくような教室づくりを目指します。そのために、授業のユニバーサルデザイン化等を取り入れた、児童生徒が主体的に生き生きと活動できる授業づくり、きめ細かい児童生徒理解に基づいた学級集団づくりを進めます。

①子どもにとって、わかりやすい授業づくりを各学校で推進します。

- ・「支援教育」に関する校内研修を実施します。
- ・地域の関係機関と学校との連携を強化し、授業のユニバーサルデザイン化や個々の教育的ニーズに応じた指導・支援等の高い専門性に裏付けられた授業づくりを推進します。

②子ども一人一人の特性や課題に目を向け、認め合い高め合う関係を築くことができる学級集団づくりを目指します。

- ・人間関係づくりや集団づくりを推進するために、Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）、Y-P（横浜プログラム）、i-c h e c k 等の質問紙を活用します。
- ・人間関係づくりや集団づくりを推進するために、特別支援学級でも、S S E （ソーシャルスキルズエデュケーション）等を活用します。

③子どもたちに適切なサポートを行うため、各職種の専門性を高め、校内の相談体制充実を図ります。

- ・児童生徒が安心して学校生活を過ごせるサポートとして、スクールカウンセラーや相談員を活用した取り組みを推進します。
- ・アセスメントの活用や「本人・保護者と共につくる支援シート」（個別の教育支援計画）の作成等のテーマを用いて研修を実施し、支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、支援教育コーディネーターを中心とした学校の支援体制づくりを推進します。
- ・校内の相談体制構築のために、学校スーパーバイザーを配置します。
- ・学校スーパーバイザーによるスクールカウンセラーへの研修を行い、資質を高めるとともに、教職員を含めたコンサルテーションを活用した取り組みを推進します。
- ・小学校にスクールカウンセラーの配置を行い、早期教育相談を充実させます。

P 8 用語解説

「授業のユニバーサルデザイン化」

障害のある児童生徒を含んだすべての子どもに、学ぶ喜びやわかる楽しさを得させ、確かな学力が身に付いていく授業づくりを行うこと。

「SSE（ソーシャルスキルズエデュケーション）」

自分と相手を大事にする人間関係と集団づくりのためのルールやスキルの獲得を目的とした心理教育法。

「Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）」

児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の指針を得られる。

「Y-P（横浜プログラム）」

子どもたちの社会的スキルの育成状況についてのアセスメントを行い、学級や個人の課題を把握し、必要な社会的スキルを身に付けるプログラム。

「i-check」

生き生きとした学校生活を送るための総合質問紙。学力向上を目的とする学級経営や生徒指導の指針作りに役立つ包括的な児童生徒質問紙調査。